

日本年金機構運営評議会規程（改正案）

日本年金機構組織規程（規程第5号）の一部を次のように改正し、平成24年3月1日から施行する。

改正後	現 行
<p>(委員の委嘱)</p> <p>第2条 運営評議会の委員（以下「委員」という。）は、<u>11人以内とする。</u></p> <p>2 委員は、適用事業所の事業主、被保険者及び年金給付の受給権者並びに業務の適正な運営に関して学識経験を有する者のうちから、理事長が委嘱する。</p> <p>(座長及び座長代理)</p> <p>第4条 運営評議会に<u>座長及び座長代理を置く。</u></p> <p><u>2 座長は委員の互選により選任し、座長代理は委員のうちから座長が指名する。</u></p> <p><u>3 運営評議会の議事の進行は、座長が行う。座長代理は座長を補佐し、座長が出席できない場合は、その職務を代行する。</u></p>	<p>(委員の委嘱)</p> <p>第2条 運営評議会の委員（以下「委員」という。）は、<u>9人以内とする。</u></p> <p>2 委員は、適用事業所の事業主、被保険者及び年金給付の受給権者並びに業務の適正な運営に関して学識経験を有する者のうちから、理事長が委嘱する。</p> <p>(座長)</p> <p>第4条 運営評議会に<u>座長を置き、委員の互選により選任する。</u></p> <p><u>2 運営評議会の議事の進行は、座長が行う。座長が出席できない場合は、あらかじめ座長が指名する委員が座長代理として、その職務を代行する。</u></p>

(傍線部分は改正部分)

規程第5号

理事長決定

平成22年1月1日制定・施行

平成24年3月1日改正・施行

## 日本年金機構運営評議会規程

(目的)

第1条 この規程は、日本年金機構法（平成19年法律第109号。以下「法」という。）第28条の規定及び日本年金機構業務方法書（方針第3号）第17条の規定に基づき、被保険者、事業主、年金給付の受給権者その他の関係者の意見を日本年金機構（以下「機構」という。）の業務運営に反映させるため、日本年金機構運営評議会（以下「運営評議会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員の委嘱)

第2条 運営評議会の委員（以下「委員」という。）は、11人以内とする。

2 委員は、適用事業所の事業主、被保険者及び年金給付の受給権者並びに業務の適正な運営に関して学識経験を有する者のうちから、理事長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(座長及び座長代理)

第4条 運営評議会に座長及び座長代理を置く。

2 座長は委員の互選により選任し、座長代理は委員のうちから座長が指名する。

3 運営評議会の議事の進行は、座長が行う。座長代理は座長を補佐し、座長が出席できない場合は、その職務を代行する。

(招集)

第5条 運営評議会は、座長が招集する。

2 座長は、委員の総数の3分の1以上の委員が審議すべき事項を示して運営評議会の招集を請求したときは、運営評議会を招集しなければならない。

(運営評議会の機能)

第6条 機構の理事長(以下「理事長」という。)は、次の各号に掲げる事項について、あらかじめ運営評議会の意見を聴かなければならない。

(1) 機構の中期計画及び毎事業年度の年度計画

(2) その他、理事長が必要と判断する業務運営に関する重要事項

2 運営評議会は、前項の規定により理事長から求めがあったもののほか、幅広く改善意見を提案することができる。

3 運営評議会は、理事長に対し、機構の業務運営の状況や提案した改善意見に対する対応状況について、報告を求めることができる。

4 理事長は、運営評議会から国に対する制度改善等の提案があった場合には、国に対し、当該提案について報告を行うものとする。

(定足数)

第7条 運営評議会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

(代理人の出席)

第8条 委員は、座長の了承を得た場合に限り、運営評議会に代理人を出席させることができる。

2 前項の規定により、運営評議会に出席した代理人は運営評議会において発言することができる。

(委員以外の者の出席)

第9条 座長は、専門的事項について審議するため必要があると認めるときは、委員以外の者に運営評議会への出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(情報公開)

第10条 運営評議会の資料及び議事要旨については、公開する。ただし、座長が特に必要があると認めるときは、資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

(庶務)

第11条 運営評議会の庶務は、経営企画担当部署及び総務担当部署において行う。

2 経営企画担当部署は、運営評議会の資料の作成その他運営評議会の庶務を処理するために必要な事項について、関係部署に対し協力を求めることがで

きる。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃については、理事長が決定する。

(実施に関する事項)

第13条 この規程に定めるもののほか、運営評議会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成22年1月1日から施行する。

(適用除外)

第2条 第6条第1項の規定は、最初の中期計画及び年度計画の作成については、適用しない。